

3 検討の前提となる規制

(1) 世界遺産条約

① 世界遺産への登録

特別史跡姫路城跡は、U N E S C O(国連教育科学文化機関)が採択した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」に基づき、平成5年12月に日本で最初の人類普遍の価値を持つ世界遺産(文化遺産)として登録された。

② 世界遺産登録基準

日本最大級の城郭遺跡である特別史跡姫路城跡の建造物をはじめ遺跡、遺構が大規模にかつ良好に保存されており、その美術的完成度も非常に高いことなどが国際的に認められ、世界遺産に値するか否かの主な評価基準（顕著な普遍的価値の評価基準）のうち、以下の二つの基準に照らして世界遺産に登録された。

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

③ 世界遺産条約締約国政府の責務

条約締約国政府は、世界遺産を保護、保存、整備して、遺産を将来に継承するために努めなければならない。(なお、姫路城跡は基本的に国有財産であり、姫路市は管理団体の指定を受けて管理している。)

④ 保全状況の調査

世界遺産登録後、保全状況を6年ごとに報告し、世界遺産委員会での再審査を受ける。

⑤ 世界遺産バッファゾーン

世界遺産に登録されている資産(プロパティ)は、特別史跡の指定を受けている姫路城跡107.8haであるが、世界遺産条約では資産を保護するため、その外周部をバッファゾーン(利用や開発に一定の規制がある地域)として設定することが求められている。姫路城跡においては平成元年策定の「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」の対象地域143haを準用して登録した(同プランは平成17年に改定されているが、バッファゾーンは世界遺産登録時点から変更はされていない。)

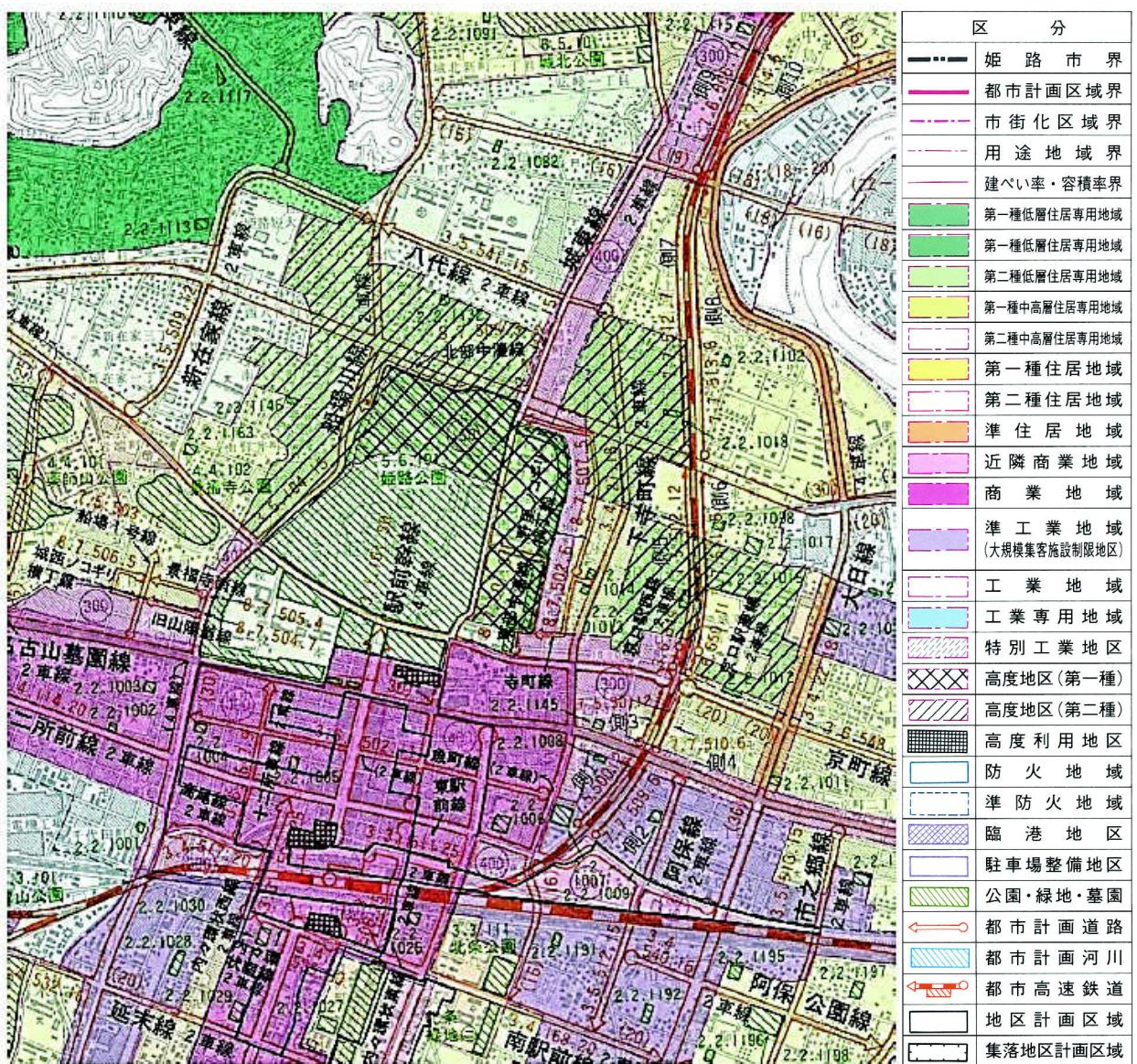
なお、近年の世界遺産委員会においては、世界遺産の資産のみならず、バッファゾーン及びその外部における景観保全にまで論議が及ぶことがあり、危機遺産の審議対象となることもある。

(2) 文化財保護法（特別史跡指定区域と現状変更許可）

中曲輪のほとんどは特別史跡に指定されており、文化財保護法第125条第1項では、「史跡名勝天然記念物に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と規定されている。

(3) 都市計画法（用途地域）

第一種中高層住居専用地域（150/60）及び第二種中高層住居専用地域（200/60）に指定されており、一定規模の商業施設の立地は制限されており、その一部は第一種高度（12m）の高さ制限がある。また、国道2号周辺では商業地域（400/80）が指定されている。

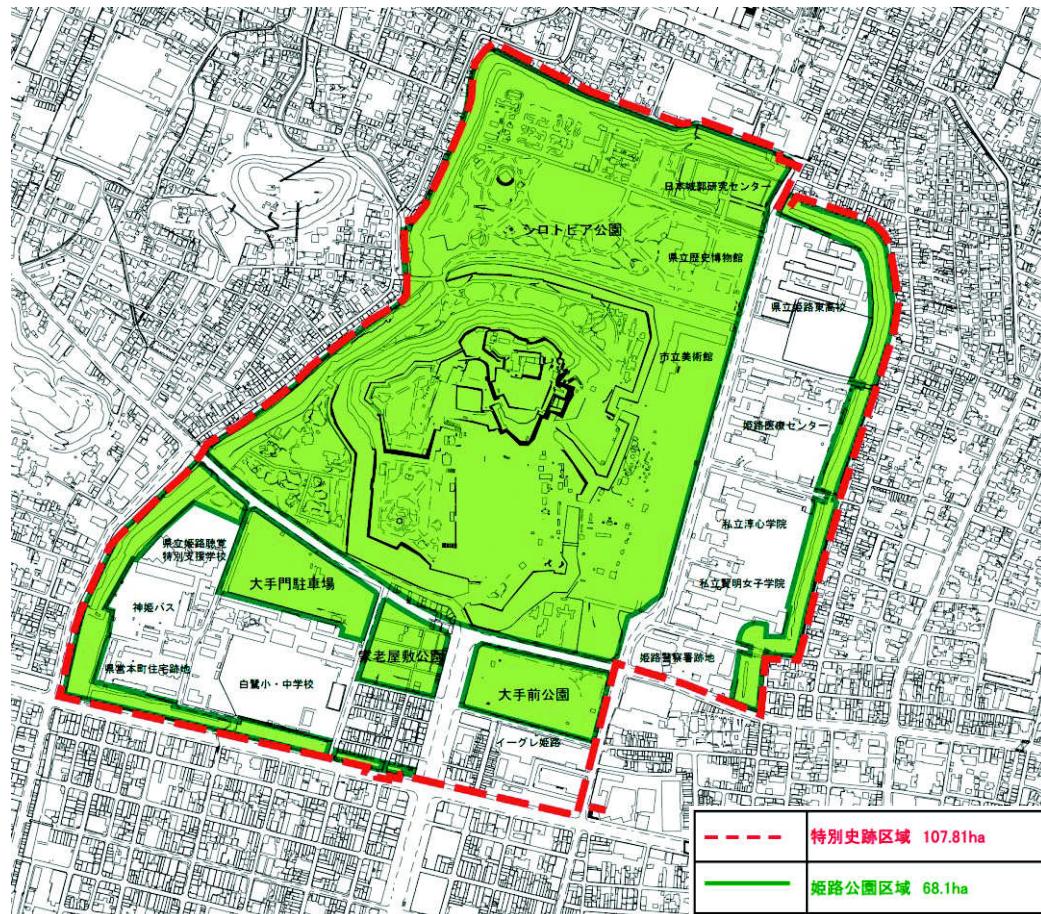


出典：姫路市都市計画図（総括図）

(4) 都市公園法

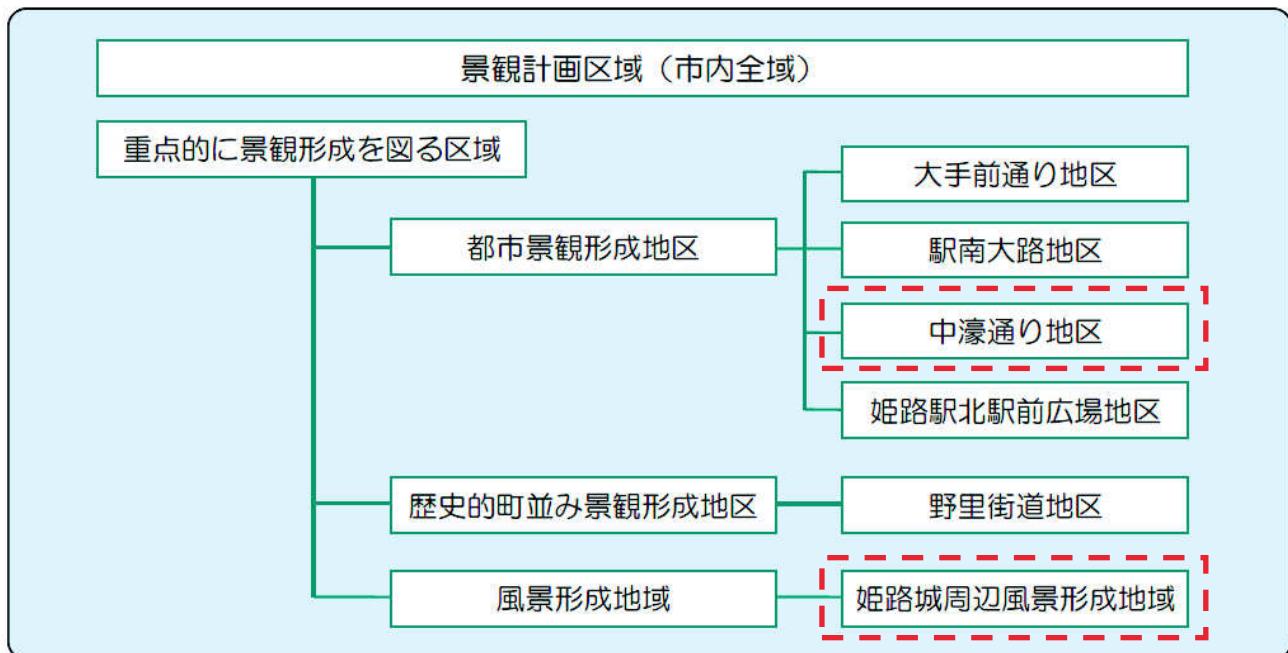
- 姫路城周辺で特別史跡に指定された 107.8ha のうち、68.1ha が「姫路公園」として都市計画決定されており、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設及びその他政令で定める施設以外は設置できない。
- 公園施設として設けられる都市公園の建築面積は、通常、敷地面積の 2 %を超えてはならないとされている。ただし、都市公園の利用増進を図る上で必要な休養施設、運動施設、教養施設等は 10%、歴史的建造物、景観重要建造物等は 20% の特例を条例で定めることができる。
- 姫路公園内の施設の許容建築面積は下表のとおりであり、施設を建築するのに十分な面積が残されている。

	通常建築面積 【2%】(m ²)	特例建築面積 〔休養施設、運動施設、 教養施設等 〕 【10%】(m ²)	特例建築面積 〔歴史的建造物、景観重 要建造物等 〕 【20%】(m ²)
供用済施設面積	4,868	9,371	6,920
建築許容面積	12,522	62,610	125,220
建築可能面積	7,654	53,239	118,300



(5) 景観法に基づく規制

- 姫路市では、平成19年12月に策定した市内全域を景観計画区域とする「姫路市景観計画」を平成24年4月に変更し、大規模な建築物等について基準を設けるとともに、重点的に景観の形成を図る区域として、下図のとおり都市景観形成地区（4地区）、歴史的町並み景観形成地区（1地区）、風景形成地域（1地域）を指定し、地区の特性と目標に沿った基準を定めている。



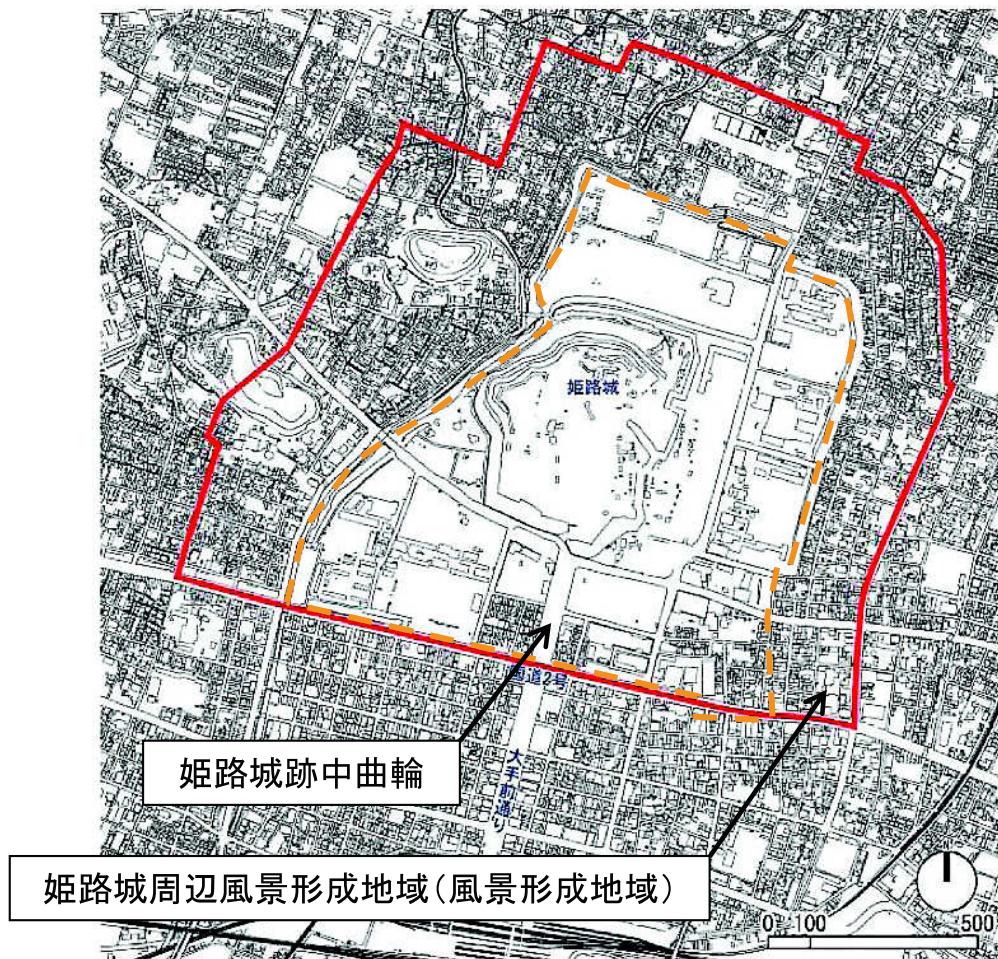
- 重点的に景観形成を図る区域のうち姫路城中曲輪では「風景形成地域」として「姫路城周辺風景形成地域」、「都市景観形成地区」として「中濠通り地区」、が指定され、一般区域とは別によりきめ細かな基準が定められている。

① 姫路城周辺風景形成地域（風景形成地域）

ア 対象行為

大規模建築物等の新築若しくは新設、増築（当該行為後に大規模建築物等となる場合を含む）、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更

イ 範囲



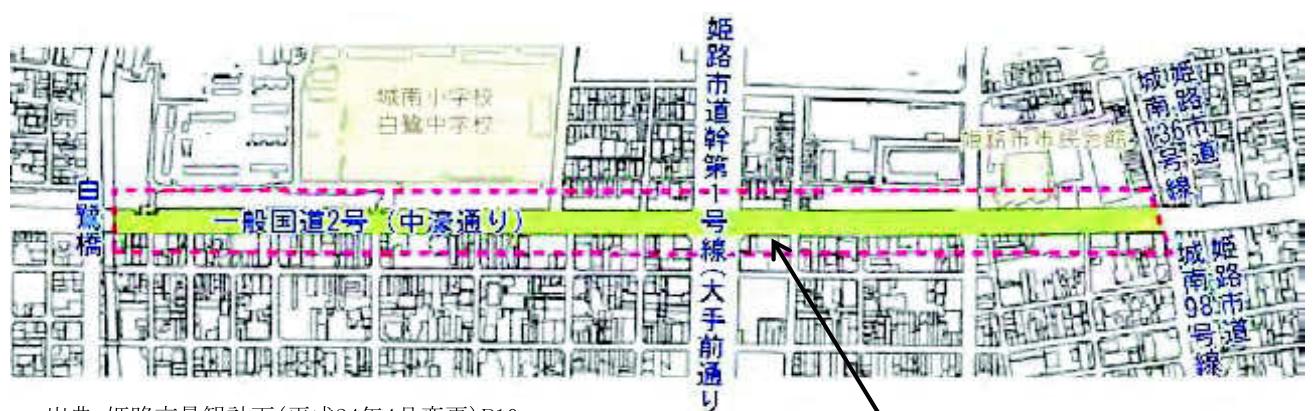
出典:姫路市景観計画(平成24年4月変更)P13

② 中濠通り地区（都市景観形成地区）

ア 対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更

イ 範囲



出典:姫路市景観計画(平成24年4月変更)P10

中濠通り地区(都市景観形成地区)

(6) 特別史跡姫路城跡整備基本計画

昭和 44 年の姫路城跡整備管理方針(四者協定)を踏まえ、平成 23 年 3 月の「特別史跡姫路城跡整備基本計画」において、特別史跡姫路城跡の保存管理の方法と現状変更等の取扱方針及び基準が規定されている。

① 構成要素に対する保存管理の方法

特別史跡地における取扱方針は、特別史跡が持つ本質的価値を減じる行為については、現状変更等を認めない。現状変更等には文化庁長官の許可が必要で、特例として姫路市教育委員会で行う場合も、国への報告が必要である。

② 本質的価値を構成する諸要素の取り扱い

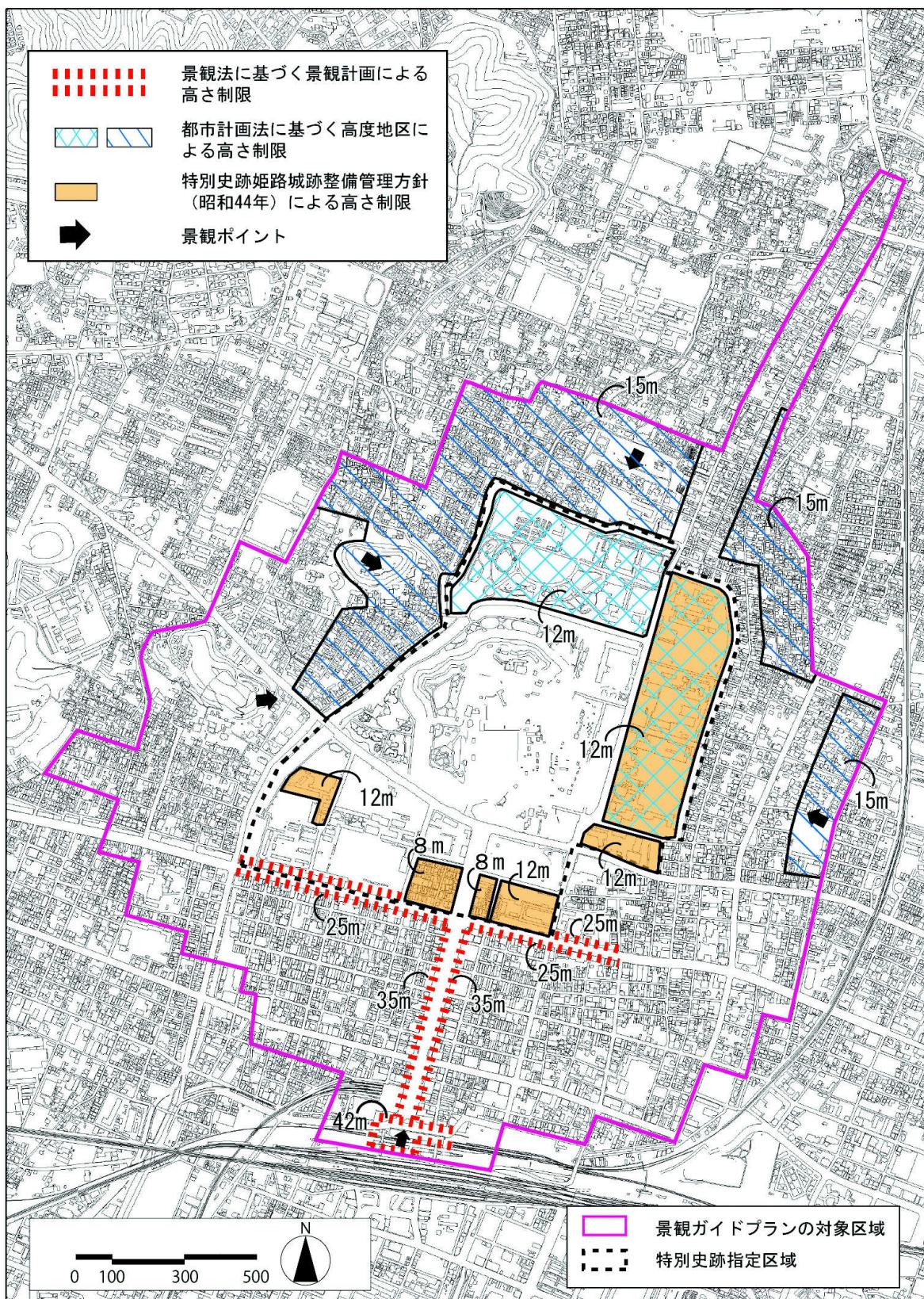
堀、石垣・土塁、地下の遺構・遺跡が良好な状態で現存する場合は、現状の厳格な保存に努める。き損、衰亡等している場合は、学術調査等のうえ、その成果を踏まえて保存、復旧を行う。

③ 近代から現代における利用に関する諸要素の取り扱い

- 展示施設、調査研究等施設については、本質的価値を構成する諸要素を理解する特段の効果が期待できることに鑑み、その必要性と規模、意匠、色調、場所等を十分に検討し、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものになるようとする。
- 公園施設、便益施設については、その必要性と規模、意匠、色調、配置数、配置場所等を十分に検討したうえで、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものになるようとする。
- 文化財の説明サインについては、本質的価値を構成する諸要素について、容易に理解できるようにするとともに、規模、意匠、色調、配置数、配置場所等は特別史跡への影響が軽微なものとなるようとする。

(7) 高さ制限

特別史跡姫路城跡整備基本計画、都市計画法、景観法による高さ制限の状況は下図のとおりである。



出典:特別史跡姫路城跡整備基本計画 P148 を一部更新